

INFORMATION No.2

2026年7月2日発行

全エントラント宛

競技会事務局

危険物および火気取扱等について

大会期間中、危険物の貯蔵及び取り扱いについて下記事項を厳守すること。

- ピット・パドックエリアでの火気取り扱いについて
 - ピットエリアは**火気厳禁**である。**石油ファンヒーター・電気ストーブなどの持込みも禁止**とする。
 - ジェットヒーターおよびそれに類する火気を伴う機材(エンジン暖気用機器は除く)は**ピット外**に出すこと。ピット内に置かれたままの場合、“ピット内で使用している”と推測され、法令に従っていないとみなされる場合がある。
 - ピットエリア内は**全ピット禁煙**である。喫煙はパドック内の指定喫煙所を利用すること。
- ガソリンの貯蔵／容器について
 - 容器は、危険物の貯蔵に適した消防法認可の金属製容器に限る。
 - 容器は必ず密栓し**、直射日光を避けた風通しの良い場所で保管すること。**空容器も必ず密栓すること。**
- ガソリン／オイルの取り扱いについて
 - 原則、ガソリンの一括購入は180ℓまでとする。**
 - ガソリンをドラム缶等から移す場合のポンプ(通称：ドラムポンプ)は、ガソリン対応品を使用すること。**
 - ガソリン給油時(ドラム缶から携行缶へ移す時も含む)は、静電気事故防止のため、**ドラム缶側にアース線を接続して作業すること。**
 - ※給油器・ジェリ缶に補給する場合は、台車から降ろすか、アース線を取ることを。**
 - 給油作業時はピットシャッターを開放し、十分に喚起すること。**
 - ガソリンやオイルは漏れ防止対策を行うこと。漏れを確認した場合は速やかに拭き取り等の処理を行うこと。
- 廃油施設について
 - 廃油はピット裏の指定された廃油施設へ廃棄すること。
 - 廃油缶の上に**オイルフィルター・可燃物(紙くず、ウエス等)**を置かないこと。
 - 使用しない時は、**必ず蓋**をし、蒸気発生を防止すること。
 - 廃油缶に**オイル以外のガソリン・塗料・シンナー・灯油・洗剤油**などを入れないこと。
 - 希釈オイルは★印の廃油缶設置場所へ廃棄すること。**
- 消火設備エリアについて
 - 消火設備周辺(**黄枠線内**)に車両、荷物、テント等の機材を置かないこと。(ホース引出と消火作業のため)
 - ピット設置の消火器(YA-10NR型)**は移動しないこと。
- 分電盤・使用機器について
 - 分電盤の蓋は絶対外さないこと。また、配線の追加は絶対しないこと。**
 - 家電機器、調理機器(ホットプレート・IHプレート・電熱線など)の使用は禁止とする。**
- その他
 - 大会期間中、鈴鹿市消防本部による立ち入り検査がある。
 - 自家発電機を使用する場合は、必ずWEBフォームにて申請すること。**ピット内及び通路での使用は禁止とする。**
 - 車両整備作業や給油時は、競技車両1台につき最低3kg以上の消火器を用意すること。(規則書に記載がある場合は、それに従うこと)
 - 危険物の特性および取り扱い方法に関係者全員が十分に認識し、安全にレース活動を行うこと。
 - ガソリンやオイルの取り扱いには最大限の注意を払い、漏れや流出の無いようお願い致します。**
これは安全上の理由は基より、ピット・パドックの排水溝が、地元の農業用水に直結しており、**重要な農業用水、水田等を汚染することのないよう、皆様のご協力をよろしくお願い致します。**

